

報告第9号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月7日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第3号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年5月11日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	令和3年3月25日 午前10時00分頃
事故発生場所	西脇市郷瀬町 605番地 旧西脇市役所ロビー
相手方	市内女性
原因・状況等	マイナンバーカード専用の臨時窓口において、相手方がマイナンバーカードの申請書を記入するために、市が準備した丸椅子に腰を掛けたとき、丸椅子が座面と足を留めるネジの劣化により壊れたため、相手方が転倒し、臀部を打撲した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料 5,380円を賠償する。 その余の請求権の放棄